

事業所名

白井市こども発達センター

支援プログラム

作成日

令和7 年

7 月

23 日

事業の目的		白井市こども発達センターの有する専門機能を生かし、障がいのある児童及び発達に支援を要する児童並びにその家族に対する支援や相談を行います。また、地域の障がいのある児童の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、地域にある事業者等への援助や助言も併せて行います。		
運営方針		(1) 発達に障がいのある児童及び発達に支援を要する児童の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、適切かつ効果的な支援をします。 (2) 地域との結びつきを重視し、関係機関とも密接な連携に努めるものとします。 (3) その他児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業所支援事業等の人員、設備及び運営基準等に関する省令に基づき運営するものとします。		
営業時間		8 時 30 分から 17 時 まで	送迎実施の有無	送迎は行っていません。
		支 援 内 容		
本人支援	健康・生活	・排泄、食事、着替えなど、お子さん一人ひとりに合わせて、身辺自立に向けた支援を行います。 ・栄養面等に配慮した給食を提供し、様々な食材に触れる機会を作ります。また、食に関する適切な行動を形成できるよう支援します。(グループ療育のみ) ・健康管理や生活リズムを整えられるよう、ご家庭での過ごし方も踏まえて支援します。 ・お子さんの健康状態を把握するため、小児科医による健康診断を年2回、歯科医による歯科検診を年に1回行います。		
	運動・感覚	・運動遊びや感覚遊びを通して、日常生活に必要な基本的動作や姿勢を保つ力、動きを調節する力を育みます。 ・遊びを通して、自分の体の使い方やいろいろな刺激をしっかり把握する力を育み、手先や全身の運動と感覚の発達を支援します。		
	認知・行動	・遊びや運動などの活動を通して、理解や考える力の基礎を育み、人や物にかかわる力を育みます。 ・お子さんにとってわかりやすい活動や安心できる環境で、お子さんが自身が気持ちや行動を調節できるよう支援していきます。 ・お子さんの発達の状況を把握し、支援につなげるために、必要に応じて発達検査を実施します。		
	言語 コミュニケーション	・遊びや運動などの具体的な体験を大切にしながら、身近な言葉の理解や伝えようとする意欲を育みます。 ・お子さん一人ひとりに合わせた言葉及び様々な方法でコミュニケーション手段を拡げます。 ・お子さんの発達の状況を把握し、支援につなげるために、必要に応じて聴力検査や言語検査を実施します。		
	人間関係 社会性	・グループ療育や個別療育を通して、お子さんが安心できる人間関係のを基盤を作り、大人や友達への関心やかかわりを拡げていきます。 ・遊びを通して、ルールの理解など集団生活への参加につながる力を支援します。		
家族支援		・保護者からの子育てや療育などに関する相談に対し、助言を行います。 ・育児や発達に関する必要な知識や情報を提供します。 ・保護者同士のつながりを作れるような機会を設け支援をします。 ・ペアレントプログラムの実施や保護者向け講演会、保護者懇談会を開催しています。	移行支援	・契約終了後18歳まで、ご家庭や学校等での困りごとについて、電話や面談により、保護者から相談を受け付けます。 ・特別支援教育に関する説明会を開催します。 ・その他、就園や就学に関する情報提供や相談を行います。
地域支援・地域連携		・お子さんの発達支援の充実を図るため、必要に応じ、各関係機関(医療機関、幼稚園、保育園、認定こども園、相談支援事業所、他の児童発達支援事業所、教育委員会等)と情報共有するなど連携をはかります。 ・地域にある事業者等への援助や助言を行います。	職員の質の向上	・職員は外部講師(臨床発達心理士、作業療法士)によるスーパーバイズを受けています。 ・その他センター運営、サービスの資質向上に資する職員研修を受けています。 ・虐待防止、感染症まん延防止、安全計画・業務継続計画等に関する研修などを実施しています。
主な行事等		・行事を通して、社会性や経験の幅を広げる支援を行います。 ・ご家族同士での交流を図る機会を提供します。 主な行事…親子レク、お楽しみウィークなど。		